

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について（概要）

厚生労働省
健康・生活衛生局

1. 制定の趣旨

- 今般、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号。以下「整備法」という。）が成立し、令和6年4月1日から施行される。この法律により、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁へ、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の規定の整備が行われることに伴い、関係政令について所要の規定の整備等を行うもの。

2. 政令案の概要

（1）食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の改正（第1条関係）

整備法による食品衛生基準行政の厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）への権限移管に伴い、整備法による改正後の食品衛生法上内閣総理大臣の権限となったもののうち、内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任しないものについて、所要の変更を行う。

（2）水道法施行令（昭和32年政令第336号）の改正（第2条関係）

① 水道整備・管理行政の移管に伴う改正

整備法においては、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に、水道整備・管理行政であって前記事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に権限移管することとしており、本政令案においても同様の考え方で所要の変更を行う。

② 資格要件の見直しに関する改正

水道整備・管理行政が国土交通省に移管されることに併せて、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、所要の改正を行う。

（3）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）の改正（第3条関係）

整備法により、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第

3条の災害復旧事業費の国による一部負担の対象となる施設として「水道」が追加された。これに伴い、同条に基づき具体的な施設を規定する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に国庫負担の対象となる具体的な水道施設について規定する。

(4) 整備法による法改正に伴う規定の整備及び経過措置の定め

(1)、(2) 及び (3) のほか、関係法令の整備を行うとともに、経過措置を定める。

3. 根拠条項

- 食品衛生法、水道法等

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日（ただし、水道法施行令の一部の改正規定は、令和7年4月1日）